

各種届出にかかる留意事項について

1 変更届出書等のよくある指摘事項

(1) 変更届について

介護保険法の規定により、厚生労働省令で定められた事項に変更があった場合は、変更から 10 日以内に届出を行う必要があります。(指定特定施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設については、事前に変更申請が必要となる場合があります。)

変更届出書を長期間提出されていないことにより、人員基準や報酬算定要件を満たしていないことが遅れて発覚することで、遡及して報酬減算等が適用され、多額の返還を求めざる事例も生じています。

人員基準等を改めてご確認いただき、基準に適合した運営を行ってください。

介護職員の人員増減については、その都度の変更届出書の提出は省略しても構いませんが、少なくとも、年 1 回以上の確認及び届出をお願いします。

また、人員基準上資格が必要な職種に変更があった場合は、随時、変更届出書の提出をお願いします。

変更届出書に添付されている勤務表の作成にあたっては、他事業所との兼務職種・時間の区分等も明確にし、記載誤りがないよう、管理者が確認したうえで提出してください。

(2) 通所介護事業所の人員配置について

ア 常勤職員の配置について

基準上、「生活相談員又は介護職員(定員 10 人以下の場合は看護職員も含む)のうち 1 人以上は常勤でなければならない。」となっています。

この解釈については、「単位ごとに配置する必要はないが、事業所として常に常勤職員を配置する必要があり、営業日において非常勤のみでサービス提供はできない。」ということです。

今年度、営業日に常勤職員の配置がない事業所が多数見受けられたことから、各事業所において再度ご確認いただき、常勤職員の配置に留意してください。

イ 看護職員の配置について

基準上、定員 11 人以上の通所介護事業所については、営業日には必ず看護職員の配置が必要ですが、営業日において配置されていない日があったことから、看護職員の人員基準欠如となった事業所が見受けられました。

再度事業所においてご確認いただき、職員の適正配置を行っていただきますようお願いいたします。

なお、平成 27 年度から、通所介護における看護職員の配置については、病院、診療所、訪問看護ステーションと連携し、健康状態の確認を行った場合も、人員配置基準を満たすものとする事とされる予定です。

ウ 2以上の職種を兼務している場合の勤務時間の切り分けについて

2以上の職種を兼務している場合、各々の勤務時間を区分し、各々の職種に応じた勤務時間を計上するようになりますが、生活相談員と介護職員又は看護職員と機能訓練指導員の時間の切り分けをしていない事業所が見受けられました。

介護保険事業所において基準上必要な職種の配置については、各職種ごとに勤務時間を切り分けて勤務表を作成していただくとともに、従業者も勤務体制に基づいた職種での業務に従事していることを認識した体制としてください。

(3)併設型の短期入所生活介護事業所の看護職員の配置について

併設事業所における看護職員の配置について、介護老人福祉施設として必要な看護職員数の算定根拠となる「入所者数」には、短期入所生活介護の利用者数は含めないこととなっています。

すなわち、必要な看護職員数の算定については、介護老人福祉施設と併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行います。

例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、当該介護老人福祉施設に配置すべき看護職員の数、入所者50人以下の場合の基準が適用され、常勤換算で2人以上となり、当該短期入所生活介護事業所については、看護職員の配置は義務ではありません。

なお、併設の短期入所生活介護事業所の定員が20人以上の場合には、短期入所生活介護事業所において常勤の看護職員を1名以上配置しなければならないことに留意してください。

(4)看護体制加算について

介護老人福祉施設（地域密着型含む）及び併設型短期入所生活介護事業所における看護体制加算については、次の点にご留意いただき、誤りのない運用をしていただきますようお願いいたします。

算定要件（人員配置要件のみ抜粋）

看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算（Ⅱ） （介護老人福祉施設・短期入所生活介護（空床利用））	看護職員の数、常勤換算方法で、入所者（利用者）の数が25又はその端数を増すごとに1以上かつ基準上置くべき看護職員の数に1を加えた数以上配置
看護体制加算（Ⅱ）（地域密着型介護老人福祉施設）	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置
看護体制加算（Ⅱ） （短期入所生活介護（空床利用以外））	看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上配置

国 Q & A

問	答
機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算(Ⅱ)の看護職員配置に含められるか。看護体制加算(Ⅰ)についてはどうか。	看護体制加算(Ⅱ)については、当該機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員数の中に含めることは可能である。 看護体制加算(Ⅰ)については、看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって同加算を算定することは望ましくない。

このことから、看護体制加算(Ⅰ)については、常勤専従看護師の配置が必要となり、当該施設・事業所の看護師以外の職務に従事している場合は算定できません。

これは、本体・併設施設間で兼務している場合も同様の取扱いとなります。

なお、看護体制加算(Ⅱ)については、他の職務と兼務している場合でも、看護業務に係る勤務時間を常勤換算数に含めることはできます。

また、本体・併設施設間で兼務している場合は、それぞれの施設での看護職員としての業務に係る勤務時間を計上することができます。

(5) 勤務形態一覧表の記載について

(認知症対応型) 通所介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護において、各種届出等に添付されている勤務形態一覧表には、管理者と介護職員を兼務する場合、各々に従事する時間を区分して記載していただきますようお願いいたします。

2 誓約書の様式変更について

次の誓約書について、経過措置終了のため、様式の文言削除を行います。

変更後の様式は、福山市ホームページに掲載しますので、今後届出を行う際には、新たな様式をご活用ください。

サービス種別	様式名
指定居宅介護支援	(参考様式 11) 介護保険法第 79 条第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書
指定介護予防支援	(参考様式 16) 介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号の規定に該当しない旨の誓約書

3 事前協議制について

広島県内の市町（広島市，福山市，呉市及び三次市を除く。）において，介護保険の保険者としての機能強化の観点から，市町の方針に則った介護サービス基盤整備を確保するため，第6期介護保険事業計画（2015年（平成27年）4月1日）から，（介護予防）通所介護及び（介護予防）短期入所生活介護事業所の指定及び定員増員について，事業者が広島県に対して事業所の指定申請又は定員増員変更の届出を行う前の手続きとして，事前協議が必要となります。

福山市においては，（介護予防）通所介護及び（介護予防）短期入所生活介護事業所の指定及び定員増員の届出を行う前の手続きとして，同様の事前協議は必要ありません。

事前協議制は適切な整備量の確保やサービスの質の向上を目的としています。福山市では，事前協議制を導入しませんが，各事業所におかれましては，自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図り，質の向上に努めていただきますようお願いいたします。